

- 1 . ガスの小売全面自由化の進捗状況
- 2 . 熱量調整について
- 3 . 内管保安について
- 4 . 保安規制の整合化について**
- 5 . 一括受ガスについて
- 6 . LNG基地利用について
- 7 . 託送供給料金について

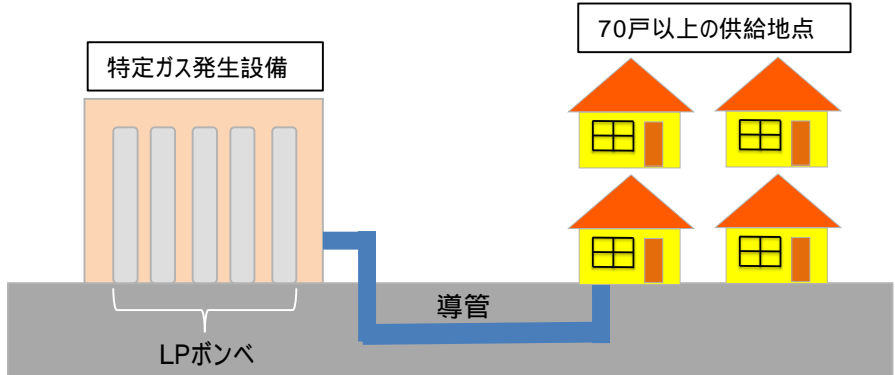
簡易ガス事業の新ガス事業法における位置付けについて

- 旧ガス事業法における簡易ガス事業とは、「一般の需要に応じ、特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する事業であって、一の団地内におけるガスの供給地点数が70以上のもの」であって、許可制の事業であった。
- ガスシステム改革により、簡易ガス事業は小売事業の一類型として登録制の事業となったが、保安規制の手法・水準は基本的に変更されていない。
- これまで、ガス事業法と液化石油ガス法において、技術的に同じ評価が可能な保安規制に関しては整合化を図ってきており、漏えい検査頻度、危険標識の設置及び保安物件との離隔距離等の整合化を措置済。

【ガスシステム改革前後のガス事業法の主な保安規制】

項目	新ガス事業法 (特定ガス発生設備でガスを発生させ、導管による小売供給を行う者)	旧ガス事業法
ガス工作物の維持等	ガス小売事業者は、ガス小売事業の用に供するガス工作物を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。 【新法第21条第1項】	簡易ガス事業者は、簡易ガス事業の用に供するガス工作物を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。 【旧法第37条の7第1項において準用する旧法第28条第1項】
保安規程	ガス小売事業者は、事業の開始前に保安規程を届け出なければならない。 【新法第24条】	簡易ガス事業者は、事業の開始前に保安規程を届け出なければならない。 【旧法第37条の7第3項において準用する旧法第30条第1項】
ガス主任技術者	ガス小売事業者は、ガス主任技術者免状を有し、実務経験を有する者の中からガス主任技術者を選任し、届け出なければならない。 【新法第25条】	簡易ガス事業者は、ガス主任技術者免状を有し、実務経験を有する者の中からガス主任技術者を選任し、届け出なければならない。 【旧法第37条の7第1項において準用する旧法第31条第1項】
災害発生時の措置	ガス小売事業者は、供給するガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な措置をとらなければならない。 【新法第159条第5項】	ガス事業者は、供給するガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な措置をとらなければならない。 【旧法第40条の2第4項】

【簡易ガス事業のイメージ】



ガス事業法と液化石油ガス法の保安規制の整合について

- Ⅰ ガス事業法と液化石油ガス法における技術基準等の保安規制のうち、技術的に同じ評価が可能なものに関しては、制度の見直しにより規制・制度間の整合化に取り組んできたところ。
- Ⅰ 参入阻害や不整合があり、かつ整合化、見直しすることが適当であるものについては不断の見直しを行う。

< ガス事業法の技術基準を液化石油ガス法の技術基準に整合した例 >

ガス消費機器の定期的な周知・調査の頻度

平成29年3月31日以前

	消費機器の注意事項の周知	消費機器・内管の調査・検査
ガス事業法	3年度に1回以上	40月に1回以上
液化石油ガス法	2年に1回以上	4年に1回以上



平成29年4月1日以降

	消費機器の注意事項の周知	消費機器・内管の調査・検査
ガス事業法	2年に1回以上	4年に1回以上
液化石油ガス法	2年に1回以上	4年に1回以上

ガス事業法と液化石油ガス法の保安規制の整合について

保安物件（学校・病院等）とガス工作物（供給設備）との離隔距離

平成29年3月31日以前
 （青色部分がガス事業法と液化石油ガス法で
 相違あり）

平成29年4月1日以降
 （左図の青色部分を整合）

貯蔵種別	物件区分	保安距離 緩和措置	貯蔵能力					
			1,000kg未満		1,000kg以上3,000kg未満		3,000kg以上10,000kg未満	
			簡易ガス事業 （ガス事業法）	液化石油ガス法	簡易ガス事業 （ガス事業法）	液化石油ガス法	簡易ガス事業 （ガス事業法）	液化石油ガス法
容器（バルク 容器を除く）	第1種	緩和措置なし	16.97	0	16.97	16.97	16.97	16.97
		埋設あり	0	0	0	0	13.58	13.58
	第2種	緩和措置なし	11.31	0	11.31	11.31	11.31	11.31
		埋設あり	0	0	0	0	9.05	9.05
バルク容器	第1種	緩和措置なし	16.97	0	16.97	16.97	16.97	16.97
		埋設あり	0	0	0	0	13.58	13.58
	第2種	緩和措置なし	11.31	0	11.31	11.31	11.31	11.31
		埋設あり	0	0	0	0	9.05	9.05
バルク貯槽	第1種	緩和措置なし	16.97	1.5	16.97	7	16.97	16.97
		埋設あり	0	0	0	0	13.58	13.58
	第2種	緩和措置なし	11.31	1	11.31	7	11.31	11.31
		埋設あり	0	0	0	0	9.05	9.05
貯槽（バルク 貯槽を除く）	第1種	緩和措置なし	16.97	16.97	16.97	16.97	16.97	16.97
		埋設あり	13.58	0	13.58	0	13.58	13.58
		埋設	16.97	0	16.97	0	16.97	13.58
		埋設・水噴霧装置あり	13.58	0	13.58	0	13.58	13.58
	第2種	緩和措置なし	11.31	11.31	11.31	11.31	11.31	11.31
		埋設あり	11.31	0	11.31	0	11.31	9.05
		埋設・水噴霧装置あり	9.05	0	9.05	0	9.05	9.05
		埋設	11.31	0	11.31	0	11.31	9.05

貯蔵種別	物件区分	保安距離 緩和措置	貯蔵能力					
			1,000kg未満		1,000kg以上3,000kg未満		3,000kg以上10,000kg未満	
			簡易ガス事業 （ガス事業法）	液化石油ガス法	簡易ガス事業 （ガス事業法）	液化石油ガス法	簡易ガス事業 （ガス事業法）	液化石油ガス法
容器（バルク 容器を除く）	第1種	緩和措置なし	0	0	16.97	16.97	16.97	16.97
		埋設あり	0	0	0	0	13.58	13.58
	第2種	緩和措置なし	0	0	11.31	11.31	11.31	11.31
		埋設あり	0	0	0	0	9.05	9.05
バルク容器	第1種	緩和措置なし	0	0	16.97	16.97	16.97	16.97
		埋設あり	0	0	0	0	13.58	13.58
	第2種	緩和措置なし	0	0	11.31	11.31	11.31	11.31
		埋設あり	0	0	0	0	9.05	9.05
バルク貯槽	第1種	緩和措置なし	1.5	1.5	7	7	16.97	16.97
		埋設あり	0	0	0	0	13.58	13.58
	第2種	緩和措置なし	1	1	7	7	11.31	11.31
		埋設あり	0	0	0	0	9.05	9.05
貯槽（バルク 貯槽を除く）	第1種	緩和措置なし	16.97	16.97	16.97	16.97	16.97	16.97
		埋設あり	0	0	0	0	13.58	13.58
		埋設	16.97	0	16.97	0	16.97	13.58
		埋設・水噴霧装置あり	13.58	0	13.58	0	13.58	13.58
	第2種	緩和措置なし	11.31	11.31	11.31	11.31	11.31	11.31
		埋設あり	0	0	0	0	9.05	9.05
		埋設・水噴霧装置あり	9.05	0	9.05	0	9.05	9.05
		埋設	11.31	0	11.31	0	11.31	9.05



- 1 . ガスの小売全面自由化の進捗状況
- 2 . 熱量調整について
- 3 . 内管保安について
- 4 . 保安規制の整合化について
- 5 . **一括受ガスについて**
- 6 . LNG基地利用について
- 7 . 託送供給料金について

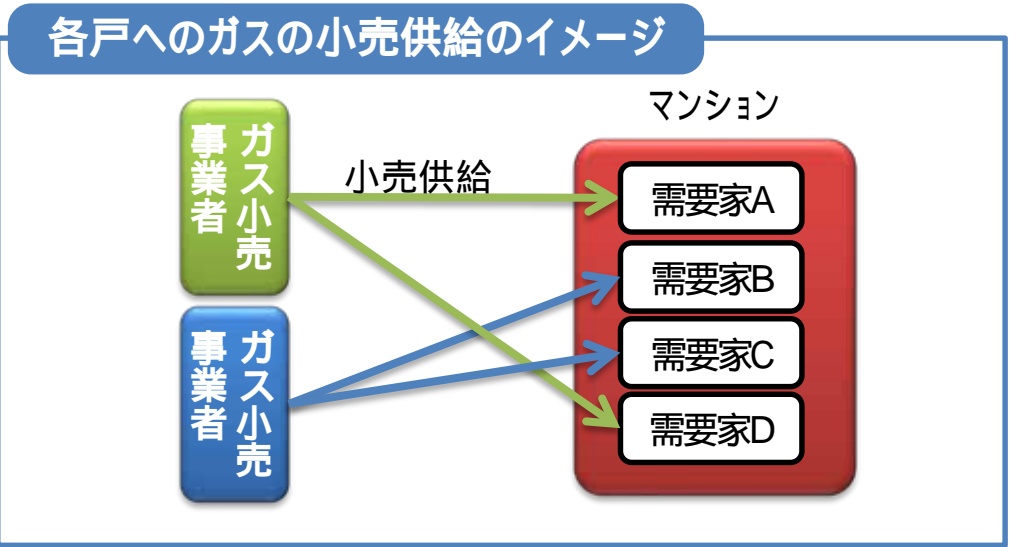
マンション一括受ガス

1 マンション一括受ガスとは、マンション管理者等の自らガスを使用しない者が、小売供給契約上の需要家としてガスを一括して調達し、調達したガスを最終的な使用者であるマンション各戸の入居者へ受け渡す行為であって、現在は以下の理由から許容されていない。

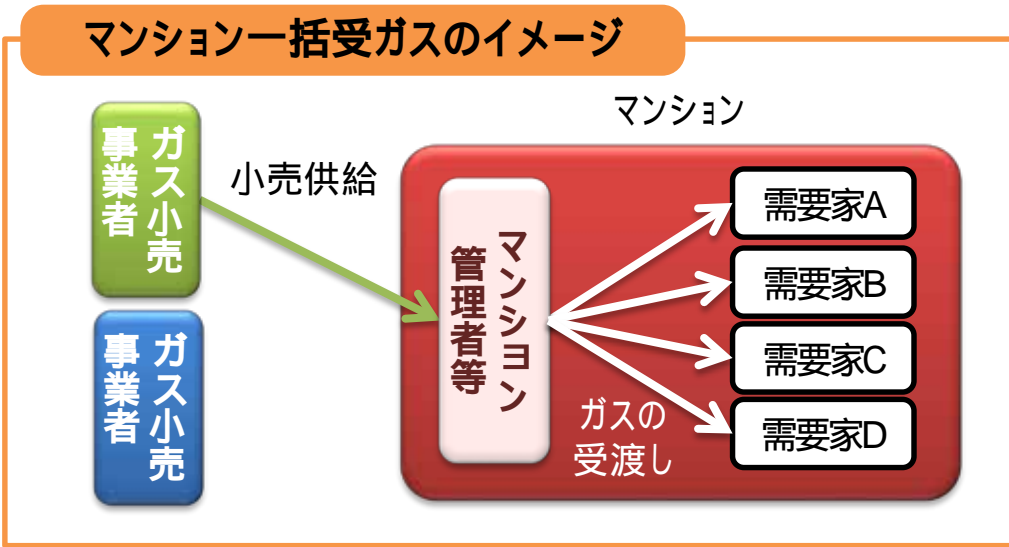
託送料金の公平性

保安水準とコスト

需要家のスイッチングの制約



最終需要家が小売供給契約の主体

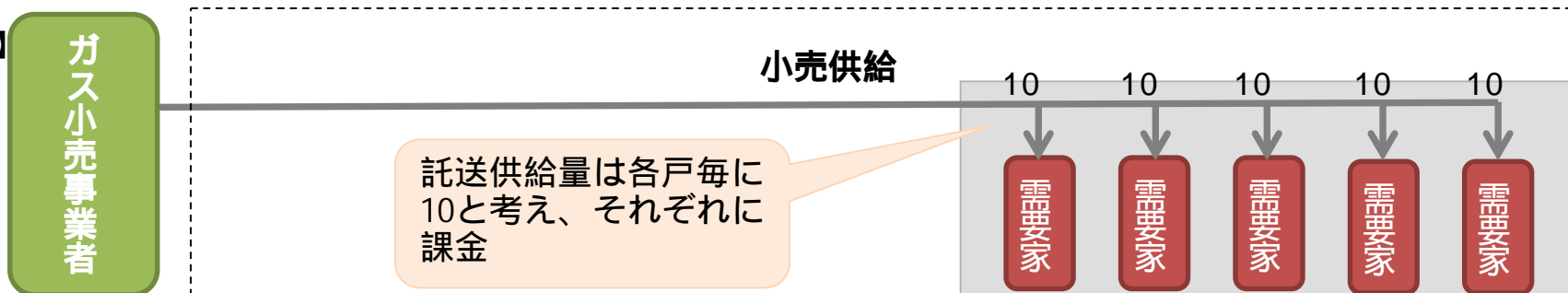


マンション管理者等が小売供給契約の主体

託送料金の公平性

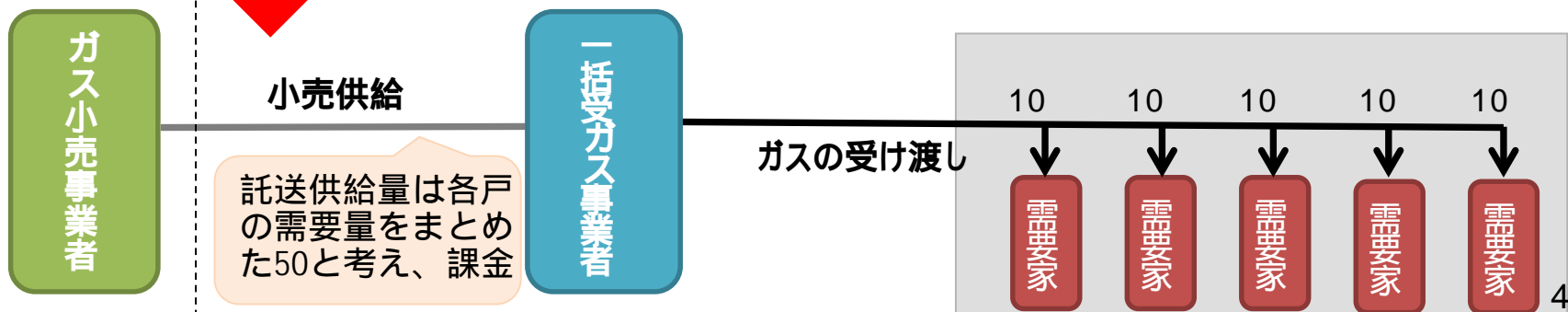
- 1 仮にマンション一括受ガスを認めると、設備を含む供給形態と各戸でガスを使用する使用形態は変化しないにもかかわらず、形式的に各戸の需要量を合算することで割安な託送料金が適用される（差額は他の需要家に転嫁）。このため、一括受ガスマンションの最終需要家と、一括受ガスの形態を採らない通常の最終需要家との間における、託送料金負担の公平性が損なわれる。
- 1 仮にモデルケースで、一般家庭が100戸存在するマンションでの一需要家当たりの託送料金を試算し、比較すると、ガスが各戸へ供給される場合に比べ、一括で供給される場合は単価が46%減少する。

【通常のマンション】



実質的なガスの使用形態に違いがないにもかかわらず、「一括受ガス事業者」が介在するだけで割安な託送料金が適用される。

【一括受ガス】

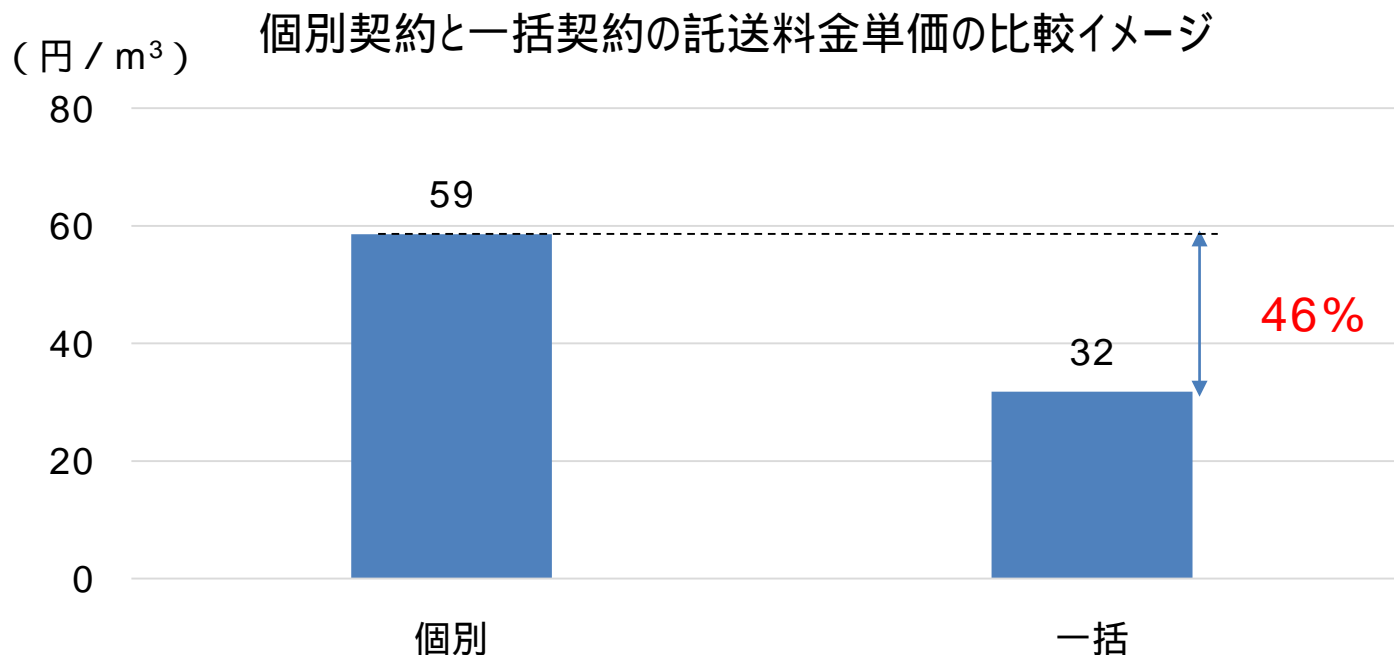


(参考) 一需要家当たりの託送料金の試算イメージ

- I 東京ガスの供給区域において、一般家庭が100戸存在するマンションでの一需要家あたりの託送料金を、下記の条件で試算。

下記の条件で託送料金単価を試算。

- ・東京ガスの小売託送供給約款より、東京地区の標準託送供給料金第1種を参照。
- ・1戸当たりの需要量を 30m^3 、マンション内の需要家数を100戸を仮定。
- ・個別の場合は、各戸に料金表Bを適用し、合計の託送料金を全需要量で除して単価を算定。
- ・一括の場合は、各戸の需要量を合計した値に料金表Fを適用して、託送料金を全需要量で除して単価を算定。



保安水準とコスト

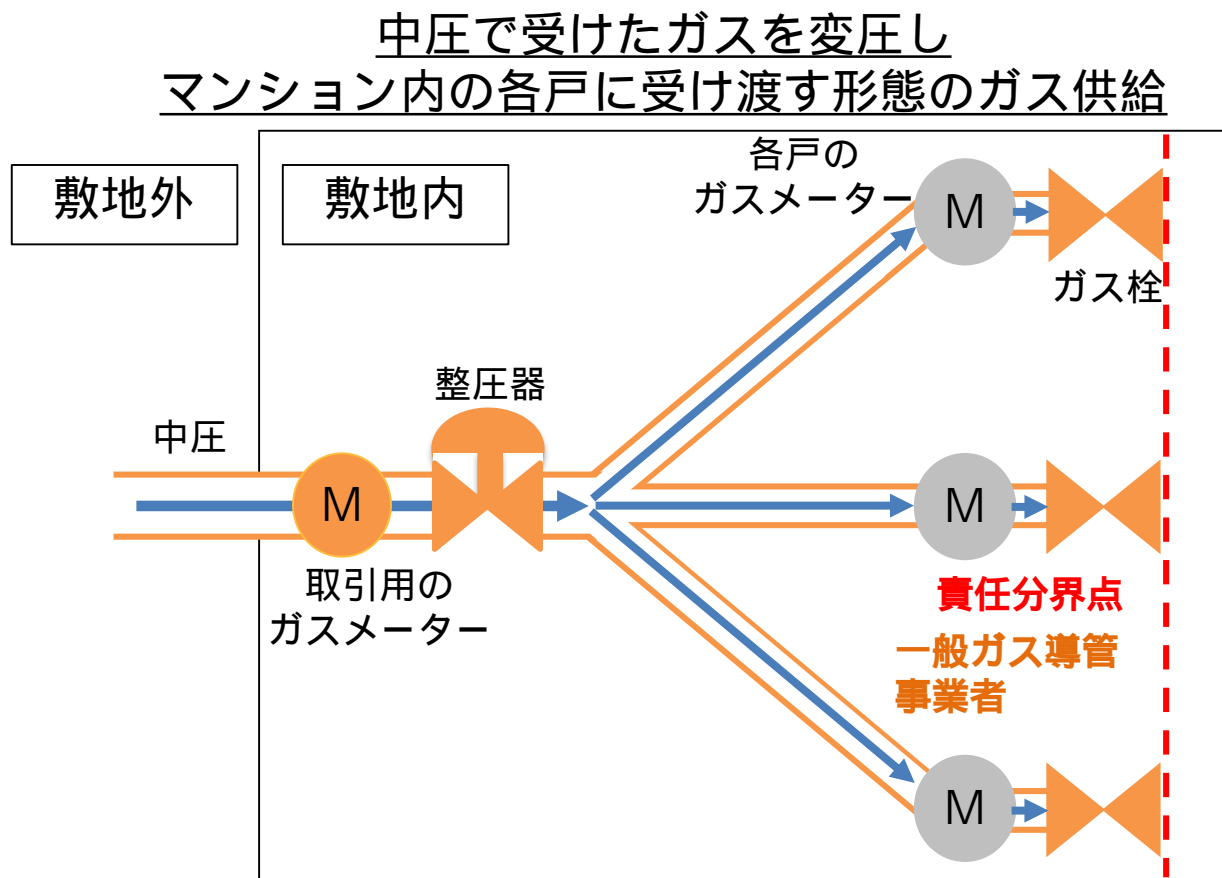
- 1 現在、マンションの各戸に設置されているガスメーターについては、ガス工作物としてガス事業法の適用を受けており、異常時における遮断機能を有したもの（マイコンメーター）でなければならないこととされている。
- 1 現行のガス事業法を前提とすると、一括受ガスの場合における「ガス工作物たるガスメーター」は、ガス小売事業者と一括受ガス事業者との取引のために設置されるガスメーターに限られる（注1）。一括受ガス事業者は現行法ではガス事業法上の位置づけがないためガスメーターを設置する義務はなく、仮にマンションの各戸に設置したとしても、当該ガスメーターはガス工作物ではないため、ガス事業法上の保安規制を及ぼすことができない（注2）。
- 1 また、ガス小売事業者と一括受ガス事業者との取引用のガスメーターのみが設置され、マンション各戸のメーターが設置されない場合には、マンション一戸での異常に対応するため、全戸へのガス供給を停止する必要がある。
- 1 このため、一括受ガスを現行法のまま許容することとした場合には、現行制度下では、需要家の安全を制度的措置をもって担保することができず、また異常時の需要家の利便性が低下する。
- 1 この点、仮に一括受ガスを許容するとしても、現行の保安水準を低下させるべきではない。このため、例えば一般ガス導管事業者に対して各戸へのマイコンメーターの設置を義務付け、ガス栓までの保安責任を負わせることが考えられるが、その場合、一般ガス導管事業者が負う内管保安業務等のコストが個別供給と比較して低減することはないため、一括受ガスを許容しても託送料金が低減する効果は期待し難い。

（注1）上記においては、電気で許容されているマンション一括受電（高圧一括受電）の形態と同様、中圧で受けたガスを変圧し、マンション内の各戸に受け渡す形態の一括受ガスを想定しているが、マンションは通常低圧で供給され分岐するだけなので変圧する必要がない。

（注2）ガス事業法においてガス工作物とは、「ガス事業の用に供するもの」であることとされている。一括受ガス事業者は電気と同様の整理とするとガス事業法上の位置づけがないため、一括受ガス事業者は何ら保安義務を負わず、かつ仮に一括受ガス事業者がガスメーターを設置したとしても、当該ガスメーターは「ガス工作物」ではないこととなる。

保安水準とコスト

- 1 中圧で受けたガスを変圧し、マンション内の各戸に受け渡す形態の一括受ガスの概要図は下記のとおり。

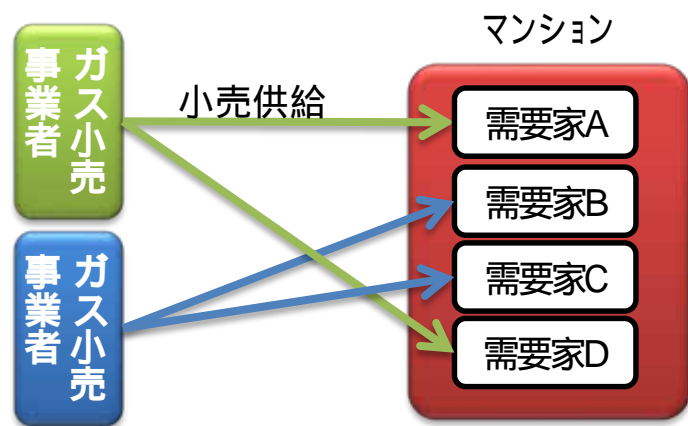


取引用のガスメーターは一般ガス導管事業者のガス工作物だが、一括受ガス事業者が設置する各戸のガスメーターはガス工作物ではない。

需要家のスイッチングの制約

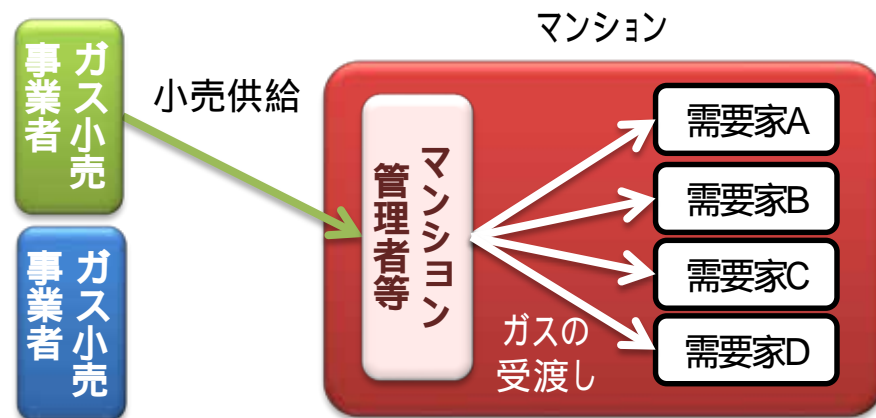
- 自由化以前であれば選択肢拡大の意味を持ち得たマンション一括受ガスは、ガス小売市場が全面自由化されている状況では、最終需要家がガスの供給者を選択する自由をむしろ制約するおそれがある。
- 仮に入居当初は一括受ガスが最終需要家にとって最適な選択だったとしても、入居後、より魅力的な小売料金メニューの登場等により最終需要家自身のニーズが変化した場合、スイッチングに当たってマンション管理組合の決議が必要となる等、各需要家が自由にガス供給者を選択することが困難となる。

各戸へのガスの小売供給のイメージ



最終需要家が小売供給契約の主体として、自ら小売供給契約を見直すことができる。

マンション一括受ガスのイメージ

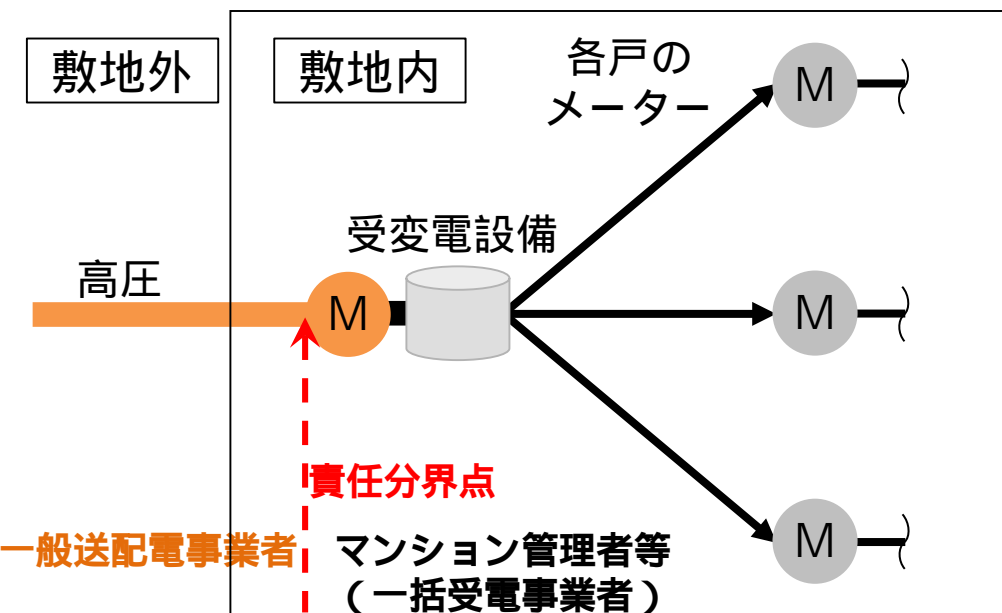


マンション管理者等が小売供給契約の主体であり、最終需要家がスイッチングするためには、マンション管理組合の決議が必要となる可能性がある。

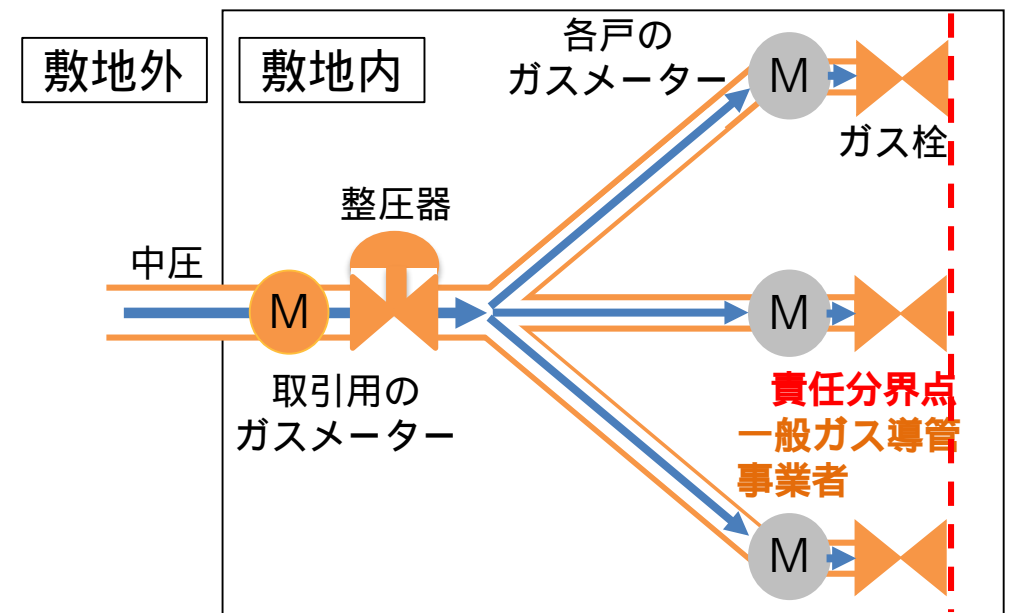
(参考) 高圧一括受電とガスの比較

- 1 高圧一括受電では、保安の責任分界点が引込線にあり、一般送配電事業者が、受変電設備の設置コスト・受変電設備以降の保安義務を負わず、高圧以上の設備・保安業務のコストだけを負うこととなるため、低圧よりも割安な、高圧に対応する託送料金を適用しうる。
- 1 他方、ガスの場合、保安の責任分界点がガス栓にあり、仮に一括受ガスが解禁されても、一般ガス導管事業者が各戸のガス栓までの保安業務のコストを負うこと、また前述のとおり各戸へのマイコンメーターを設置する必要があることを考慮すると、割安な託送料金を一括受ガスに適用することは困難と考えられる。

一括受電マンションへの電力供給



中圧で受けたガスを変圧し
マンション内の各戸に受け渡す形態のガス供給

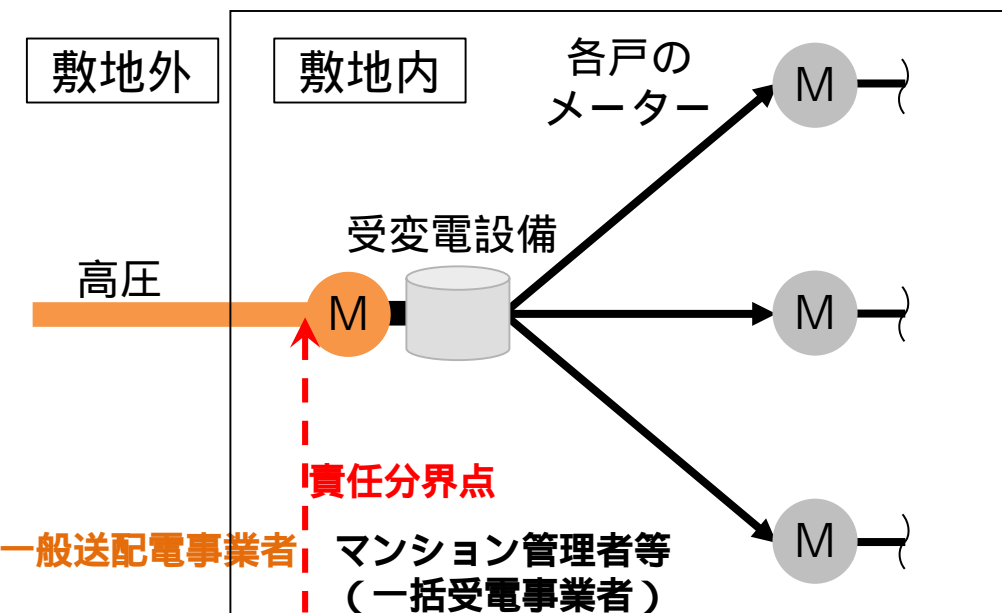


- 1 . ガスの小売全面自由化の進捗状況
- 2 . 熱量調整について
- 3 . 内管保安について
- 4 . 保安規制の整合化について
- 5 . 一括受ガスについて
- 6 . LNG基地利用について**
- 7 . 託送供給料金について

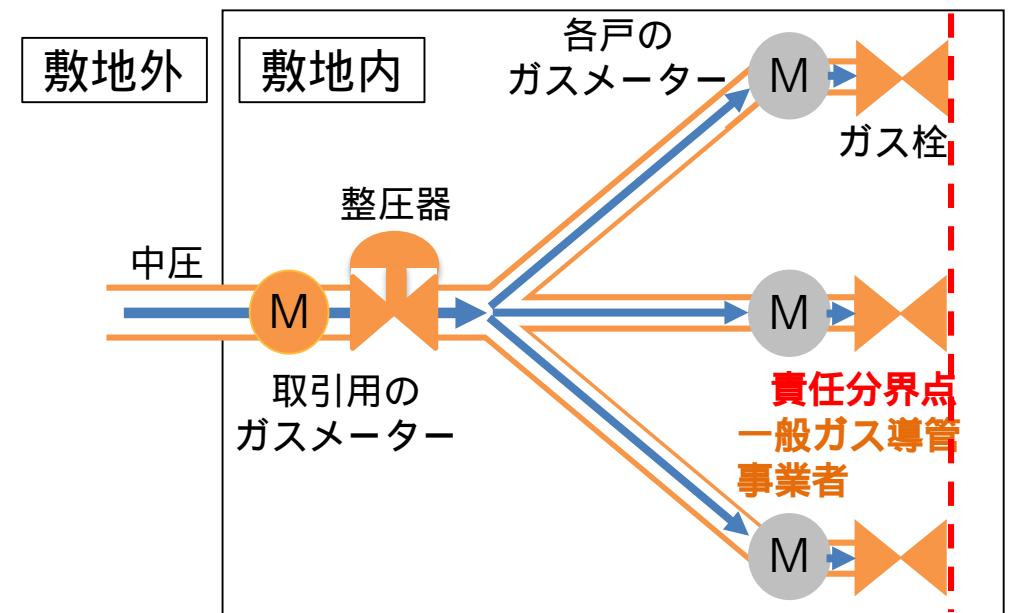
(参考) 高圧一括受電とガスの比較

- 1 高圧一括受電では、保安の責任分界点が引込線にあり、一般送配電事業者が、受変電設備の設置コスト・受変電設備以降の保安義務を負わず、高圧以上の設備・保安業務のコストだけを負うこととなるため、低圧よりも割安な、高圧に対応する託送料金を適用しうる。
- 1 他方、ガスの場合は、保安の責任分界点がガス栓にあり、仮に一括受ガスが解禁されても、一般ガス導管事業者が各戸のガス栓までの保安業務のコストを負うこと、また前述のとおり各戸へのマイコンメーターを設置する必要があることを考慮すると、割安な託送料金を一括受ガスに適用することは困難と考えられる。

一括受電マンションへの電力供給



中圧で受けたガスを変圧し
マンション内の各戸に受け渡す形態のガス供給



LNG基地の第三者利用制度の概要

- 改正後のガス事業法においては、LNG基地を維持・運用する者を「**ガス製造事業者**」として位置付け、ガス製造事業者は、LNG基地の第三者利用に係る**料金等の条件**を定める「**ガス受託製造約款**」を制定しなければならないことに加え、**正当な理由がなければ**、そのLNG基地の利用に係る**第三者からの依頼を拒んではならない**こと等が求められている。
- ガス製造事業者が第三者に対して請求するLNG基地の利用に係る料金について、「**同一条件同一料金**」とすることとされている。

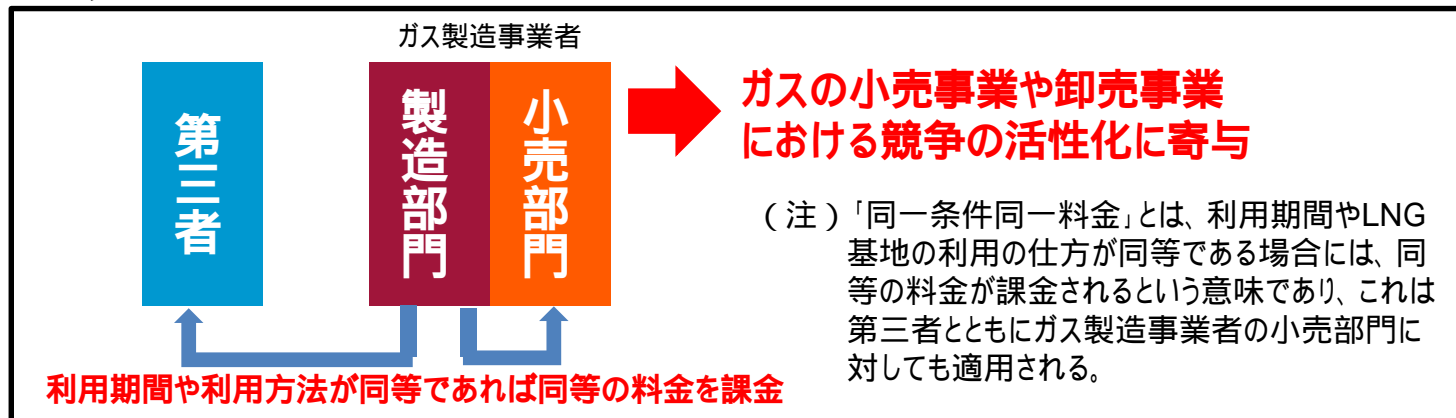
ガス製造事業者が第三者にそのLNG基地を利用させる場合における料金の考え方について

「適正なガス取引についての指針」にて、問題となる行為として記載。

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為
第三者利用における差別的取扱い
(前略) ガス製造事業者が、ガス受託製造の条件(利用期間、利用態様等)が同一であるにもかかわらず、自己又はグループ内のガス小売事業者に比べて、その他の者に対して料金を高く設定するなど、ガス受託製造に関し、特定の者に対して不当に高い料金を設定することは、ガス事業法上問題となり、経済産業大臣による当該行為の停止・変更命令(同法第92条第2項)の対象となり得る。

出所) 適正なガス取引についての指針 19ページ

第32回ガスシステム改革小委員会での整理



LNG基地の第三者利用制度の概要

LNG基地の第三者利用を拒否することができる正当な理由について

「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」に、具体例として以下の3つを提示。

第三者が、ガス製造事業者のLNG基地における棧橋、タンク、気化器などの余力の範囲（注1）を超えて第三者利用を行おうとすることにより、ガス製造事業者が行う事業の遂行に支障を生じさせるおそれがある場合（注2）

第三者が持ち込もうとするLNGの品質がガス製造事業者のLNGの品質と著しく異なることにより、当該LNG基地の運営に支障を生じさせるおそれがある場合

災害その他非常の事態が発生したために保安を確保する必要があり、ガス製造事業者が行う事業に支障が生じている場合など、ガス受託製造を行うことができない場合

出所）ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について ガス事業関係 第一 審査基準 第52条

（注1）「余力の範囲」とは、棧橋、タンク、気化器などの設備の総能力から、当該LNG基地に係るガス製造事業者がその需要家の需要変動に対応したり、ネットワークの安定供給を維持するために必要となる最大設備能力等を控除したものである。なお、余力があるか否かの判断については、設備ごとに行われることが一般的であり、ガス受託製造は、これら一連の設備に余力がある場合に行われることとなる。

（注2）LNG基地の第三者利用を行う際には、第三者とガス製造事業者との間で具体的な料金や契約期間等を定めた契約が締結されることとなるが、当該LNG基地に余力があるか否かの確認については当該契約を更新する度に行われることとなる。ただし、契約期間中にガス製造事業者が「余力の範囲」を変更させ、第三者による当該LNG基地の利用を中止することは認められない。

*注釈は第32回ガスシステム改革小委員会事務局資料 8ページ（2016年5月24日）にて提示

LNG基地利用の促進について

- 電力・ガス取引監視等委員会は、ガス製造事業者から定期的に申込状況等の報告を受けることで、LNG基地の第三者利用の状況を把握している。
- また、LNG基地利用の促進に向けて、既に第27回制度設計専門会合（平成30年2月23日）にて議論を開始しており、今後、製造設備余力（設備余力の判定方法、余力情報の開示）、基地利用料金（料金算定方法、料金情報の開示）、利用申込に必要な情報について検討していく予定である。

取引監視等委員会の取組

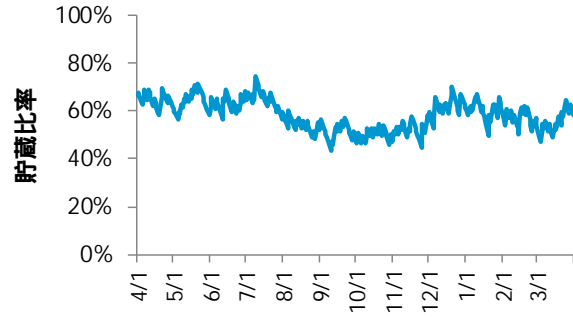
- ガス製造事業者（ガスの製造に供するタンク容量20万kL以上のLNG基地を維持、運用する事業者）から、四半期に一度定期報告徴収にて、基地利用の申込状況等の報告を受けている。
- なお、昨年12月末時点において第三者によるガス製造事業者への利用申請は2件
- 制度設計専門会合にて、基地利用の促進に向けた取り組みを推進中

製造設備余力の判定方法

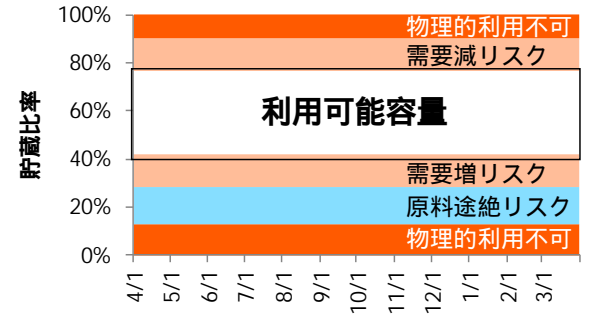
（出典）第27回制度設計専門会合 資料3 LNG基地第三者利用の促進について 13,14ページより抜粋

判定方法（現状）	(1)需給計画に基づき算出したタンク貯蔵量の見通しと(2)タンク設備容量から必要なリスクを除いた利用可能容量を基にタンクの貯蔵余力を判定する。
基地利用者の意見	リスク容量に関する具体的な考え方、数量を製造事業者は示していないため、リスク容量がどの程度存在し、利用可能容量がどの程度あるのか基地利用者は把握することができない。

(1) タンク貯蔵量の見通し



(2) 利用可能容量



タンク設備容量から必要なリスクを差し引いて利用可能となる容量を算出

- 1 . ガスの小売全面自由化の進捗状況
- 2 . 熱量調整について
- 3 . 内管保安について
- 4 . 保安規制の整合化について
- 5 . 一括受ガスについて
- 6 . LNG基地利用について
- 7 . 託送供給料金について**

託送料金審査の概要

平成29年4月からのガス小売全面自由化に向けて、平成28年7月末、一般ガス事業者（現一般ガス導管事業者）127社から経済産業大臣及び各経済産業局長宛てに託送供給約款の認可申請があり、電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）において個別に審査し、同年12月に各申請に対する査定方針を策定した。

127社の託送供給約款の審査の進め方

	事業者	託送供給約款の審査の進め方
大手（3事業者）	東京ガス、東邦ガス、大阪ガス	料金審査専門会合（公開）において審査する
準大手（7事業者） 各都市に係る供給戸数が15万戸以上（大手除く）	北海道ガス、仙台市ガス局、京葉ガス、北陸ガス、静岡ガス、広島ガス、西部ガス	事務局又は各経済産業局監視室が、専門会合の委員から個別に意見を聞きつつ、審査する（当該委員からの指摘事項は後日公表する）
その他（117事業者）	上記以外	事務局（1社）又は各経済産業局監視室（116社）が審査する

及びについても、専門会合におけるに係る議論を反映しつつ審査することとし、本委員会又は専門会合はその審査状況について適宜報告を受け、審査が適切に行われているか確認することとする

～ の審査にあたっては、経済産業省及び各経済産業局が実施する意見募集（パブリックコメント）で寄せられた意見も踏まえて審査を行うこととする

審査方法について

- 1 料金審査専門会合が中心となり、ガス会社から経済産業省に提出された認可申請について、「ガス事業法」、「託送供給約款料金の算定に関する省令」といった関係法令や、「託送供給約款料金審査要領」等のあらかじめ定められたルールに基づき、中立的・客観的かつ専門的な観点から検討した。
- 1 なお、今回は、100を超える一般ガス事業者（現一般ガス導管事業者）から一度に託送料金認可申請が行われること、平成29年4月に小売全面自由化を遅滞なく施行する必要性に鑑み、一部の費目については比較査定方式（ヤードスティック方式）によって算定することとされた。（託送供給約款料金の算定に関する省令）
- 1 次回以降、一般ガス導管事業者が託送料金の認可申請を行う際は、個別の積み上げにより費用を算定して申請し、審査を受けることとなる。

(参考) 託送料金について

- 1 ガスの託送料金は、いわゆる総括原価方式により、一般ガス導管事業者が将来の合理的な期間（3年間）を「原価算定期間」として設定し、一般ガス導管事業等を運営するために必要となる原価に利潤を加えて「原価等」を算定する。「原価等」と原価算定期間の「想定需要」により、託送料金が算定される。

一般ガス導管事業者の託送料金原価の範囲

原価項目	内容
ホルダー原価	ガスホルダー及び圧送機の建設・維持・管理に関する費用
高圧導管原価	高圧導管の建設・維持・保全に関する費用
中圧導管原価	中圧導管の建設・維持・保全に関する費用
低圧導管原価	低圧導管の建設・維持・保全に関する費用
供給管原価	供給管の建設・維持・管理に関する費用
メーター原価	ガスメーターの設置・維持・管理に関する費用
検針原価	検針に係る費用（検針票投函に係る費用を除く。）
内管保安原価	需要家の保安に係る費用（消費機器に係る保安を除く。）
託送供給特定原価	託送供給に特定される費用

(参考) 料金審査専門会合委員 (敬称略)

(座長) (専門委員)

安念 潤司 中央大学法科大学院 教授

(委員)

圓尾 雅則 SMBC日興証券株式会社 マネージングディレクター
箕輪恵美子 有限責任監査法人トーマツ パートナー 公認会計士

(専門委員)

秋池 玲子 ポストンコンサルティンググループ シニア・パートナー & マネージング・ディレクター
梶川 融 太陽有限責任監査法人 代表社員 会長
辰巳 菊子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 常任顧問
松村 敏弘 東京大学社会科学研究所 教授
南 賢一 西村あさひ法律事務所 パートナー 弁護士
山内 弘隆 一橋大学大学院商学研究科 教授

(オブザーバー)

河野 康子 全国消費者団体連絡会 事務局長
市川 晶久 日本商工会議所 産業政策第二部 副部長
佐藤美智夫 東京電力エナジーパートナー株式会社 常務取締役
澤井 景子 消費者庁消費者調査課長
田村 厚雄 商務流通保安グループガス安全室長
藤本 武士 資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課 ガス市場整備室長

(参考) 料金審査専門会合における審査の経緯

1. 料金審査専門会合（以下「専門会合」という。）は、平成28年8月9日に初回（第14回）が開催され、12月1日までに計8回開催された。
2. 専門会合は、審議の透明性を高めるため、議事内容、配布資料を含め、全て公開形式で開催するとともに、会議のインターネット中継を行った。加えて、全8回について、オブザーバー（消費者団体、中小企業団体、新規参入者、消費者庁等）の参加を得て、活発にご議論をいただいた。
3. また、広く一般の意見を聴取するため、第19回専門会合においては、「ガス会社の託送料金認可申請に対する意見の募集」に寄せられた生の意見を公表するなどし、議論に反映してきた。
4. 9月29日の第17回専門会合以降は、委員が3人1組となって、担当分野につき査定方針の検討を行った。委員は、事務局が事業者から提出を受けた契約書のコピーを含む資料を確認し、必要に応じて事業者に対し資料の追加提出を要請した。委員から事務局に対するヒアリングは、延べ147回、約163時間に及んだ。
5. こうした確認作業に基づき、委員は事務局に対し、担当分野の査定方針に係る資料の作成を指示し、事務局はヒアリング時の委員の指摘や追加の意見を踏まえ資料を作成・修正し、委員による資料の確認を受けた。その結果、第21回（12月1日）専門会合で査定方針案が取りまとめられ、同日、電力・ガス取引監視等委員会に提出された。
6. なお、専門会合が、査定方針案を取りまとめるに当たっては、改正法、「託送供給約款料金の算定に関する省令」及び「託送供給約款料金審査要領」等、あらかじめ定められたルールに則り、中立的・客観的かつ専門的な観点から検討した。

(参考) 委員分担表 (敬称略)

分野	費目	担当委員	分野	費目	担当委員
前提計画	ガス需要計画、設備投資計画	南、箕輪、山内	設備投資関連費用	固定資産除却費、減価償却費、事業報酬(レートベース、事業報酬率)	南、箕輪、山内
効率化関係		秋池、梶川、辰巳	租税課金等	固定資産税、事業税(地方法人特別税を含む。)等、報償金、道路占用料等、法人税、地方法人税、住民税、関連費の振替	南、箕輪、山内
高経年化対策		南、箕輪、山内	事業者間精算費、営業外費用、控除項目	事業者間精算費、株式交付費償却、社債発行費償却、雑支出、営業雑益(ガスメーター賃貸料等)、雑収入(賃貸料等)、事業者間精算収益	秋池、梶川、辰巳
比較査定対象ネットワーク費用	供給販売費(労務費、電力料、水道料、使用ガス費、消耗品費、運賃、旅費交通費、通信費、保険料、賃借料、委託作業費、試験研究費、教育費、たな卸減耗費、貸倒償却、雑費等)、一般管理費(事業税(地方法人特別税を含む。)を除く。)	安念、松村、圓尾	バイオガス調達費	バイオガス調達費	秋池、梶川、辰巳
需給調整費	調整力コスト、振替供給コスト	安念、松村、圓尾	需要調査・開拓費	需要調査費、需要開拓費	安念、松村、圓尾
修繕費	基準修繕費、ガスメーター修繕費	秋池、梶川、辰巳	費用配賦・レートメイク		安念、松村、圓尾

託送料金の事後評価について

- | 各一般ガス導管事業者は、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、毎年度、事業年度経過後 4 か月以内に、託送収支計算書等を自社ホームページ等で公開することとされている。
- | 国は、託送料金の適正性を確保するため、各事業者が毎年公表する託送収支計算書等について事後評価を行い、以下のような場合には、ガス事業法に基づく託送料金の引き下げ申請の命令が検討される。
 - ü 超過利潤の累積額が一定の水準を超えた場合（ストック管理）
 - ü 託送料金を設定した際に定めた原価算定期間終了後、実績単価が低下して想定単価との乖離率が一定比率を越えた場合（フロー管理）
- | 事後評価の具体的な進め方については、今後検討する予定。

2 事後規制の強化について

- 1 託送供給料金に係る現行の事後規制の概要は前述のとおりであるが、**低廉な託送供給料金を実現する観点から、追加的な措置として、以下の措置を講ずることとする。**

<追加的な措置 >

- 現行の事後規制においては、**超過利潤累積額が、事業報酬額か本支管投資額の5年間平均を上回った場合において、一般ガス事業者が、この要件に該当することとなった年度の次々年度の開始日までに値下げ届出を行わなかった場合には、国が料金引下げに係る変更命令を発動することとされている一方、料金引下げに還元すべき額については特段の定めがないところ。**
- この点、小売全面自由化後は、**超過利潤累積額のうち、事業報酬額か本支管投資額の5年間平均を上回る額から経営効率化額を控除した額については、託送供給料金の引下げ原資として還元することを義務付けることとする。**（注1）

<追加的な措置 >

- 現行の事後規制においては、**毎期の超過利潤額から、導管投資額や経営効率化額等を控除した額を内部留保相当額としており、次回の料金改定時には、この内部留保相当額をレートベースから控除することを義務付けている。**
- 小売全面自由化後は、**経営効率化額を含めたものを内部留保相当額とすることにより、超過利潤の用途を、導管投資と料金還元限定することとし、次回の料金改定時にレートベースから控除される額を拡充することとする。**

<追加的な措置 >

- 現行の事後規制においては、**超過利潤累積額といった利益水準に着目した規制は存在する一方、原価そのものの適正性を直接的に確認するための規制は導入されていない。**
- この点、**実績単価が想定単価よりも低廉である場合においては、当該事業者が託送供給料金の見直しを行った場合には、託送供給料金の引下げが実現する可能性が高い場合も想定されることから、想定単価と実績単価の乖離率が一定の比率を超える場合においても、事業者が、正当な理由なく、託送供給料金の値下げ届出を行わない場合には、託送供給料金の値下げに係る変更命令を発動することとする。**

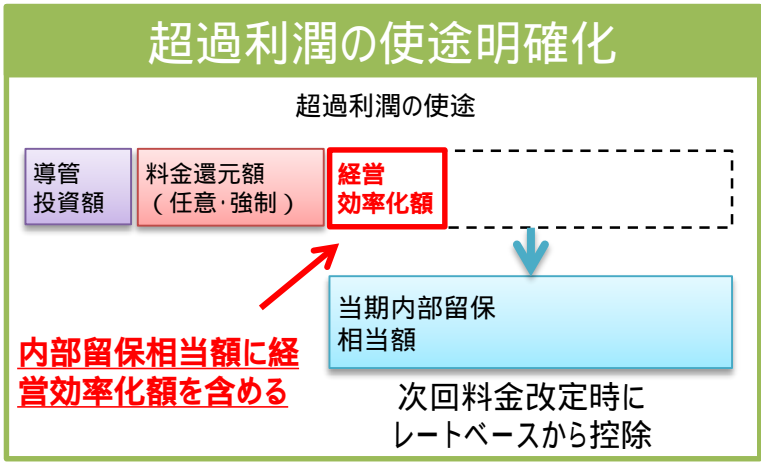
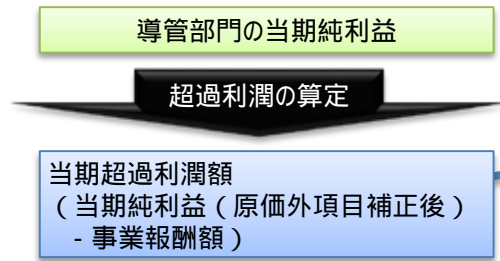
（注1）この強制還元措置は直接的に一般ガス導管事業者の収支を悪化させることから、激変緩和措置として、5年を上限とした分割還元も許容することとする。

（注2）これらの措置は、電気事業法における託送供給等料金に係る事後規制においても、既に講じられている、あるいは、講じられることが予定されている措置である。

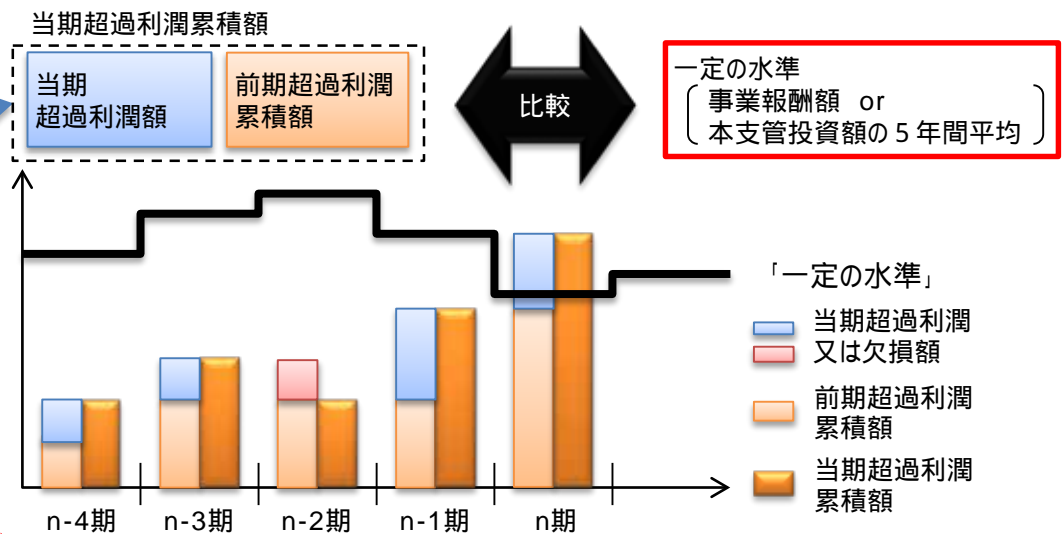
2 事後規制の強化について

小売全面自由化後の事後規制の概要

ストック管理による事後規制



変更命令発動の検討



n年度に一定の水準を突破した場合には、n + 2年度の開始日までに値下げ届出が行われなければ変更命令を発動（n年度の結果が判明するのはn + 1年度）
また、値下げ届出を行うに当たっては、超過利潤累積額のうち、事業報酬額が本支管投資額の5年間平均を上回る額（経営効率化額に相当する額を除く。）を引下げ原資として還元することを義務付ける。なお、5年を上限とした分割還元も許容。

乖離率の管理による事後規制

（注）具体的な乖離率など、詳細については引き続き検討。

< STEP 1 >

乖離率の確認

想定単価と実績単価を比較した乖離率を確認し、これが一定の比率を超えている場合にはSTEP 2へ

< STEP 2 >

明事業者による説明

現行の託送料金の水準維持の妥当性に関して事業者に対して説明を求め、合理性が認められないと国が判断した場合にはSTEP 3へ

< STEP 3 >

値託送料金の下げ要請

一定の乖離率を超えた事業年度の翌々事業年度の開始日までに自主的な値下げ届出がなされない場合には、変更認可申請命令を発動

変更認可申請命令の発動

託送料金における基本料金と従量料金のあり方について

- 1 託送料金は、一般ガス導管事業者が行う、導管の整備・維持・管理やメーター設置・検針などのコストを賄うためのもの。
- 1 こうした費用のかなりの部分は、需要家の使用量にかかわらず発生するものであることから、託送料金については、一定の基本料金を設定することが合理的と考えられる。
- 1 平成28年度に行った託送料金の審査においても、基本料金を低くして過度に従量料金に寄せた料金設定については、コスト構造から不合理であると考えられ、大口への新規参入を阻害する効果があることも考慮し、修正を求めたケースもあった。

(参考) 過度に従量料金に寄せた託送料金申請であったため修正を求めた事業者

東京ガス、苫小牧ガス、由利本荘市、栃木ガス、伊奈都市ガス、日本ガス(南平台・初山地区、蓮田・白岡地区、富里・成田地区、真岡地区、もえぎ野地区)、白根ガス、上越市、妙高市、小千谷市、東京ガス山梨、東海ガス

(参考) 査定方針 (平成28年12月抜粋)

料金単価水準

< 共通 >

- 1 託送料金の基本料金と従量料金の設定については、各需要量における託送コスト構造が適正に反映されるよう設定されるべきである。この観点から、過度に従量料金に偏った設定は不合理であると考えられ、具体的には、ガス使用量「0 m³」の際の小売料金に対する託送料金の割合が50%未満となることは、特別な事情がない限り認めるべきではない。

< 東京ガス >

- 1 申請された託送料金表は、ガス使用量「0 m³」の際の小売料金に対する託送料金の割合が50%未満（東京地区等及び群馬地区他：15%、四街道12A地区：16%）であることから、これが50%以上となるよう基本料金単価等の見直しを行うべきである。

< 東邦ガス及び大阪ガス >

- 1 申請された託送料金表は、ガス使用量「0 m³」の際の小売料金に対する託送料金の割合が50%以上（東邦ガス：50%、大阪ガス：71%）であり、許容できるものであることを確認した。

(参考) 託送料金と小売料金の比較

Ⅰ 各事業者の需要量別の小売料金に占める託送料金の割合を比較すると以下のとおり

<平成28年7月認可申請時>

	月間使用量(m ³ /月)										
	0m ³	10m ³	20m ³	30m ³	40m ³	50m ³	60m ³	70m ³	80m ³	90m ³	100m ³
東京ガス (東京地区等)	15%	37%	42%	46%	48%	49%	50%	50%	51%	51%	50%
大阪ガス	71%	63%	61%	53%	48%	44%	42%	40%	39%	38%	37%
東邦ガス	50%	45%	44%	43%	42%	42%	42%	41%	41%	41%	41%

<平成28年12月認可時>

	月間使用量(m ³ /月)										
	0m ³	10m ³	20m ³	30m ³	40m ³	50m ³	60m ³	70m ³	80m ³	90m ³	100m ³
東京ガス (東京地区等)	50%	45%	44%	44%	45%	45%	45%	45%	45%	45%	44%
大阪ガス	71%	62%	60%	52%	47%	44%	41%	40%	38%	37%	36%
東邦ガス	50%	44%	43%	42%	41%	40%	40%	40%	40%	40%	40%

小売料金は、平成28年10月適用料金に基づいて算定

(出典) 東京ガス・大阪ガス・東邦ガスの情報に基づき、電力・ガス取引監視等委員会事務局が作成

(参考) 料金審査専門会合における委員の主な発言

- 次に、託送料金の割合が高い低いという点です。確かにとても重要な点なのですが、例えば託送料金の割合は、天然ガスの調達費用がもし100倍になったとすれば、そんな恐ろしいことは日本人として決して起こってほしくないのですが、100倍になったとすると、託送料金の割合は極端に下がります。それは、ガスの値段が物すごく上がるけれども、ガス管とかのコストは余り変わらないから。したがって、この割合はそういういろいろな要素にも依存しているので、電気に比べて高いから不当だとかは、一概には言えない。私たちは最大限努力して託送の費用全体を減らすよう査定しますが、割合だけでガスが電気より不当だと判断はされないようにぜひお願いします。
- 託送料金は、明らかにガス代とかが入っているような小売料金、託送以外の料金に比べて圧倒的に固定費の割合が高い。だから基本料金で多く回収するというのは決して不自然なことをしているわけでも、戦略的に何か妙なことをしているわけでもない。(中略)つまり固定費の7割が託送部門なので、ネットワーク費用と非ネットワーク費用の全体を回収している小売り料金の中の基本料金部分の7割ぐらいは託送料金の基本料金でもらってくるというのは自然ではないかという考え方でやっている。(中略)他の会社と比べると突出して基本料金が高くみえて、何か小口いじめみたいに見えるかもしれないけれども、そういう自然な発想に基づいた料金体系なのです。
- 小口は、少量消費家庭は、電気でも比較的とられにくいわけで、ガスでも当然同じ。だから、比較的小さなところは、どのみち託送料金を低くしたってどうせ入ってこられない。だから託送料金を低くする。家庭用でも比較的消費量の大きい大口のところは、新規参入者に入ってもらえる可能性がそれなりにある。それなりに参入の可能性のあるところは託送料金を高くして、できるだけ参入を阻止しようとしている。